

【地球温暖化防止活動推進員】

地球温暖化対策推進法 第23条に基づき、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事が委嘱しています。

法律には活動内容は以下の通りとされていますが、各地域で特色のある活動を行っています。

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めること
- 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること
- 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力すること
- 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること

【地球温暖化防止活動推進センター】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定。

主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。